

八十二銀行松本営業部ビル用地に関する取組みについて

標記の件について、八十二銀行松本営業部ビル用地の取得に係る公文書を精査し、今までの取組みの是非及び今後の対応を判断しましたので、報告するものです。

1 公文書を通して確認したこと。

- (1) 22年12月に議会に、大手門枳形周辺整備に関連して「旧鶴林堂を含めた周辺の一体的整備」の協議及び「松本市歴史的風致維持向上計画」の報告をしたが、いずれも整備の範囲は旧鶴林堂及び隣接する2ビルの取得、解体による広場整備にとどまっており、大手門枳形周辺の全体的な整備や活用策は、決定されていなかった。
- (2) 26年4月の上層部の懇談で、八十二銀行の協力が得られそうな状況が生まれたことにより交渉に着手したが、その時点においても大手門枳形周辺整備の具体策や用地取得後の活用策は、決定されていなかった。
- (3) 27年1月に八十二銀行に対し、松本営業部用地は、まちづくりを進めるうえで欠くことのできない非常に重要な場所であるとして、松本城大手門駐車場内借用地及び車両車庫の敷地と合わせた譲渡の検討を依頼する文書を交付した。
- (4) 28年6月に八十二銀行と、八十二銀行が博物館建設事業に全面的に協力すること、松本市が八十二銀行松本営業部の新築移転に伴う深志支店周辺用地の取得に全面的に協力すること、等を確認する覚書を締結した。
- (5) 上記覚書に基づき、29年9月に松本市土地開発公社が深志支店周辺用地を先行取得することを決定し、同年12月に着手した。
- (6) 用地取得の取組みについて議会へ報告したのは、30年8月及び9月であり、市民や議会への説明前に、用地取得に関する依頼文の交付や覚書の締結を行った。
- (7) 大手門枳形周辺整備を三の丸の整備の一環として位置付けていたが、約19億円という多大な公費を必要とする用地取得問題について、適切な時期での公表がなされないまま取組みが進められた。

2 これまでの取組みの是非

- (1) 松本城三の丸エリアの総合的な整備は、私の公約の1つであり、市民からの注目も高い松本のまちづくりを進めていくうえで重要な事業である。
- (2) 22年に旧鶴林堂及び隣接する2ビルの取得、解体による広場の整備を協議したように、着手前に議会に取得の必要性や具体的な活用策を協議すべきであったと考えている。
- (3) 今回確認した事実から判断すると、八十二銀行松本営業部ビル用地に関して活用策や取得に対する庁内の意思決定を示す公文書がないこと、また、市民や議会への説明前に依頼文の交付や覚書の締結をしていることから、行政の手続きや市民への説明責任の観点で問題があったものと考えている。

3 今後の対応

- (1) 八十二銀行松本営業部ビルの用地取得の取組みは、以下の理由から凍結することとする。
 - ア 市長公約に掲げた事務事業の棚卸しを行う中で、コロナ禍による将来の財政状況が危惧される現時点において、約19億円と試算される新たな財政負担は、市民の理解を得られないと判断したこと。
 - イ 2の(3)に記載のとおり、手続きや説明責任の観点で問題があると判断したこと。
- (2) 三の丸エリアの整備は、松本のまちづくりを進めていくうえで重要な取組みであり、大手門枡形周辺整備は、将来的な課題として、市民や議会の議論を経ながら、改めてその方向性を検討していく。
- (3) 八十二銀行松本営業部の移転先として交渉させていただいた地権者の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけし、深くお詫びを申しあげる。
これまでご協力いただいた八十二銀行には、感謝を申しあげるとともに、引き続き松本のまちづくりへのご協力をお願いします。
- (4) 基幹博物館の整備に関しては、議会の議決を得て着工済となっており、建設を中止した場合には賠償金が発生することなどを総合的に判断し、見直しできる点は見直しながら進めていく。

E111 - 0108 - 0001

平成27年 1月 8日

株式会社 八十二銀行
取締役頭取 湯本 昭一 様

松本市長 菅谷



八十二銀行松本営業部用地の譲渡について（依頼）

平素市政につきましましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では超少子高齢型人口減少社会の中、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指し「健康寿命延伸都市・松本」を都市像として様々な施策を実施しています。この実現に向けた重要課題の一つ「松本城を中心としたまちづくり」として、松本城南・西外堀の復元や内環状北線整備事業などを進めています。

貴社松本営業部周辺は、かつては松本城の正門にあたる大手門のあった場所であるとともに、城内である三の丸に位置し、今後のまちづくりにおいては、まちの魅力や賑わいを創出する重要な場所であると考えています。

また、松本城へ至る大名町から土井尻にかけては、まちや境界の趣を活かしたそぞろ歩きの舞台として、市民や観光客が集う交流拠点となるよう、整備方針の検討を進めております。

以上申しあげましたように、松本営業部用地は、まちづくりを考えるうえで、欠くことのできない非常に貴重な場所であります。官民協働による将来につながる魅力あるまちづくりに資するため、北側の松本城大手門駐車場内借用地及び車両車庫の敷地と合わせ、市への譲渡をご検討いただきますよう、ご依頼申し上げます。

担当：建設部都市政策課

課長 上條 裕久

係長 柳澤 均

TEL0263-34-3251

覚 書

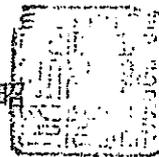
松本市（以下「甲」という。）と株式会社八十二銀行（以下「乙」という。）とは、甲が「松本城を中心としたまちづくり」を進めるに当たり、次の事項を確認し、覚書を締結する。

- 1 本覚書に定める事業の範囲は、甲が松本市立博物館（以下「博物館」という。）の建設を計画する甲の松本市営松本城大手門駐車場及び乙の松本営業部の現金輸送車車庫等に係る敷地並びに乙の松本営業部及び関連会社施設等とする。
- 2 乙は博物館建設事業（以下「建設事業」という。）に全面的に協力し、甲は建設事業の進捗に併せ乙の松本営業部及び関連会社等の業務に支障が生じないように、現金輸送車車庫等の関連施設の機能を確保する。
- 3 甲は安全安心のまちづくりの観点から、乙の松本営業部建物に関する耐震改修の必要性に鑑み、博物館の建設事業と並行して乙の松本営業部の移転新築について乙の深志支店周辺用地の取得に全面的に協力する。
- 4 第2及び前項を円滑に実現するための事業の主体及び手法、費用負担等については、別途甲乙協議して定める。
- 5 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 6月 10日

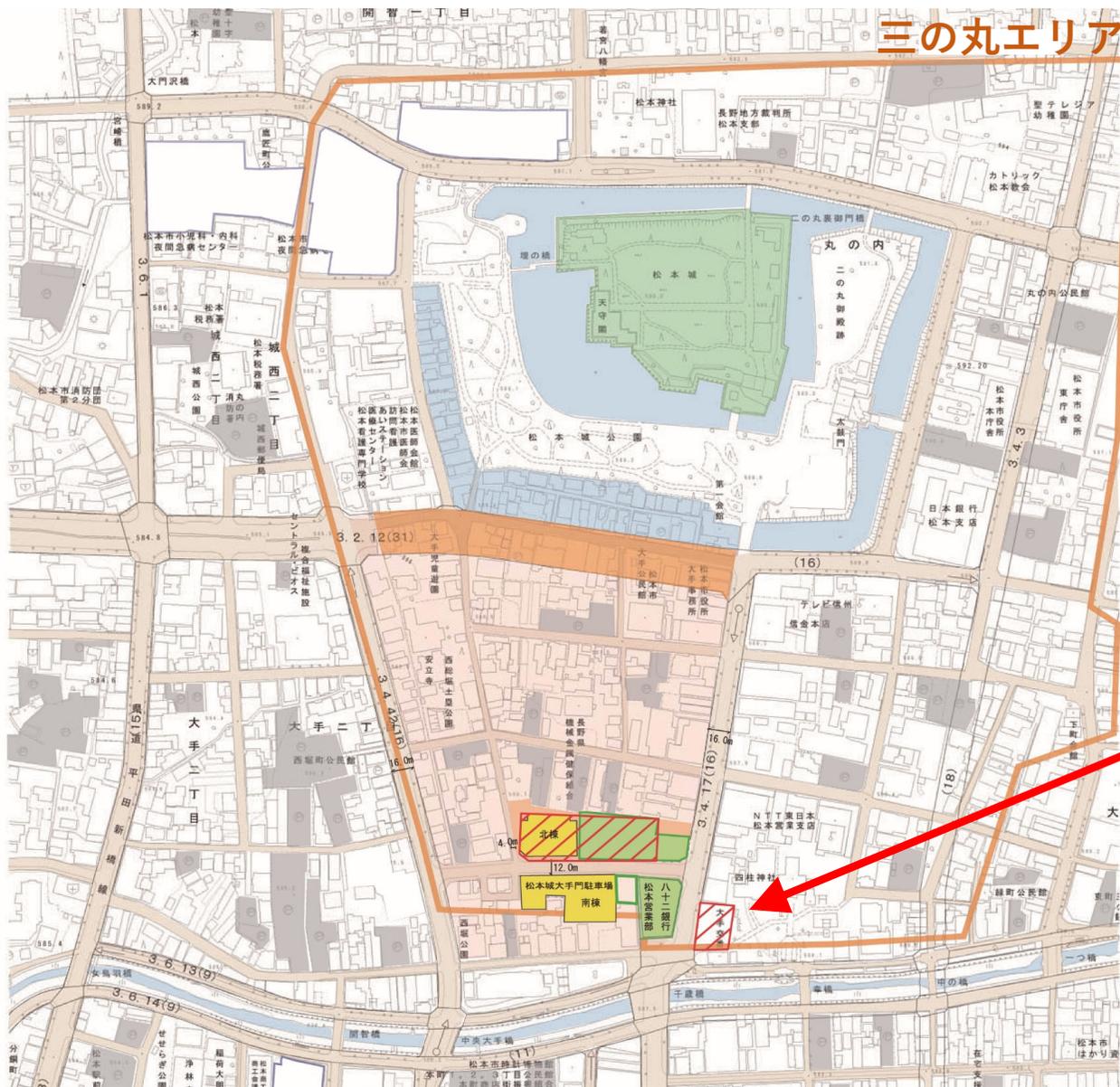
甲 松本市長 菅 谷 昭



乙 株式会社八十二銀行 代表取締役 湯 本 昭 一



三の丸エリア



大手門周辺柵形広場

